

■ 日本クラブバレーボール連盟 専門委員会規程

- 第 1 条 日本クラブバレーボール連盟(以下「連盟」という)規約第 2 章第 4 条の目的を達成するために、事業執行の専門機関として次の専門委員会(以下「委員会」という)をおく。
- 第 2 条 委員会は、総務委員会、競技委員会、審判委員会、指導普及委員会の 4 委員会とする。
- 第 3 条 各委員会が担当する事業は、次の通りとする。
- 1 総務委員会
 - (1)評議員会、理事会、常任理事会等諸会議の開催に関する事
 - (2)本会の庶務、経理に関する事
 - (3)本会の加盟団体はじめ、公益財団法人日本バレーボール協会、各都道府県バレーボール協会等諸団体及び関連事業との調整・連絡に関する事
 - (4)IT 化の推進に関する事
 - (5)表彰等に関する事
 - (6)本連盟の公認・後援等に関する事
 - (7)その他、以下 3 委員会に属さない業務の関すること
 - 2 競技委員会
 - (1)競技会の開催や競技会日程等に関する事
 - (2)競技会での参加資格、参加チーム推薦の調整や運営上の規定に関する事
 - (3)競技会場、施設・用具、器具等の認定や管理に関する事
 - (4)チーム登録等に関する事
 - (5)大会成績等の整理・広報に関する事
 - (6)その他、競技関連事業が有効かつ効果的に推進するために必要な業務に関する事
 - 3 審判委員会
 - (1)競技規則の制定に関する意見の聴取や競技規則の研究に関する事
 - (2)競技規則の周知・伝達に関する事
 - (3)審判の研修や審判員の養成・研修に関する事
 - (4)その他、審判関連事業が有効かつ効果的に推進するために必要な事業に関する事
 - 4 指導普及委員会
 - (1)地域におけるバレーボールクラブの育成に関する事
 - (2)指導者研修会の開催や資格認定等に関する講習・研修会の情報提供等に関する事
 - (3)全都道府県、全ブロックにおけるクラブ連盟組織設立への支援に関する事
 - (4)各種調査及び研究に関する事
 - (5)その他、指導普及関連事業が有効かつ効果的に推進するために必要な事業に関する事
- 第 4 条 各委員会は、理事会の議決にもとづき、運営に関する事項の処理にあたる。
- 第 5 条 委員会に次の役員をおく。
- 1 委員長 1 名
 - 2 副委員長 2 名(ただし、総務委員会副委員長は会計担当を含め 3 名とする。)
 - 3 委員 若干名
- 第 6 条 各委員会の委員は、理事会の推薦により、評議員会で承認を得て会長が委嘱する。
- 第 7 条 委員会の委員任期は、連盟規約第 7 条に準ずる。
- 第 8 条 委員会の経費は、連盟委員会費をもって充てる。
- 第 9 条 本規程は、理事会の議を経て変更することができる。
- 第 10 条 本規程は、平成 15 年 12 月 14 日から施行する。

平成 17 年 4 月 24 日 一部改正

平成 26 年 2 月 23 日 一部改正